

(電源開発促進税の期限内申告による納付)
第八条 前条第一項の規定による申告書を提出した一般送配電事業者等は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する電源開発促進税を、国に納付しなければならない。

第四章 雜則

(一般送配電事業等の開廃等の届出)

第九条 一般送配電事業等を開始し、廃止し、若しくは休止しようとする者又は当該一般送配電事業等の許可を取り消された者は、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。
2 電気事業法第十一条(承継)（同法第二十七条の十二の十三（準用）において準用する場合を含む。第十二条第一項において同じ。）の規定により一般送配電事業者等についてその地位の承継があつた場合（一般送配電事業等の全部の譲渡し又は分割によりその地位の承継があつた場合を除く。第十二条第一項において同じ。）においては、当該地位を承継した者は、政令で定めるところにより、当該地位を承継した日から一月以内に、その旨を書面により、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。この場合において、当該期間内にその届出がされたときは、当該地位を承継した日において、前項の規定による届出があつたものとみなす。

(記帳義務)

第十条 一般送配電事業者等は、政令で定めるところにより、その販売電気の電力量、納付すべき税額その他これらに関する事項を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務の承継等)

第十二条 電気事業法第十二条(承継)の規定により一般送配電事業者等についてその地位の承継があつた場合においては、当該地位を承継した者は、当該一般送配電事業者等の次に掲げる義務を承継する。

- 一 第十二条第一項の規定による申告の義務
- 二 前条の規定による記帳の義務

第十三条 一般送配電事業者等が営む電気事業の譲渡しがあり、又は一般送配電事業者等について分割があつた場合において、事業承継法人等（当該電気事業を譲り受けた者若しくは当該分割により電気事業を承継した法人又は当該譲渡し若しくは分割の後も引き続き電気事業を営む者をいう。）が一般送配電事業者等でないときは、当該譲渡し又は分割に係る販売電気については、当該事業承継法人等を一般送配電事業者等とみなす。

(罰則)

第十四条 偽りその他不正の行為により電源開発促進税を免れ、又は免れようとした者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る販売電気に対する電源開発促進税に相当する金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超えて当該電源開発促進税に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより電源開発促進税を免れた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る販売電気に対する電源開発促進税に相当する金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて当該電源開発促進税に相当する金額以下とすることができる。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(一) 第七十二条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

(二) 第七十二条第一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第十二条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(施行期日等)

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行し、同年十一月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される販売電気及び同日以後に第七十二条第一項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する電源開発促進税について適用する。

附 則 (昭和五十五年五月三一日法律第七三号)

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。
2 改正後の第六条の規定は、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日以後に料金の支払を受ける権利が確定される電源開発促進税法第七条第一項第一号に規定する販売電気及び同日以後に同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する電源開発促進税について適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定される同項第一号に規定する販売電気及び同日前に同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する電源開発促進税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる電源開発促進税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年五月二〇日法律第四七号)

1 この法律は、昭和五十八年九月一日から施行する。

2 改正後の第六条の規定は、昭和五十八年十月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される電源開発促進税法第七条第一項第一号に規定する販売電気及び同日以後に同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電源に対する電源開発促進税について適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定される同項第一号に規定する販売電気及び同日前に同条第二項の計量がされる同条第一項第一号に規定する電気に対する電源開発促進税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる電源開発促進税に係るこの法律の施行後に入した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年四月二一日法律第七五号) 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用)

第十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) **第十四条** この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。

(附則) (平成一三年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

(一及び二 略)

第三条 第四条から第十条までの規定並びに附則第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条(会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)第二百六十九条第三項に係る部分を除く。)の規定

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一から三まで 略)

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日

(イからトまで 略)

チ 第十条の規定及び附則第五十三条から第五十五条までの規定

(電源開発促進税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第五十三条 第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった電源開発促進税については、なお従前の例による。

(電源開発促進税の税率の特例)

第五十四条 次の各号に掲げる期間内に、料金の支払を受ける権利が確定される電源開発促進税法第七条第一項第一号に規定する販売電気及び同条第二項の計量がされる電気に対する電源開発促進税の税率は、第十条の規定による改正後の電源開発促進税法第六条の規定にかかるわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日まで 販売電気千キロワット時につき四百二十五円

二 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 販売電気千キロワット時につき四百円

(電源開発促進税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十五条 第十条の規定の施行前にした行為及び附則第五十三条の規定によりなお従前の例によることとされる電源開発促進税に係る第十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) **第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(附則) (平成一五年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(附則) (平成二三年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一次に掲げる規定 平成二十二年六月一日
イからヲまで 略

ワ 第十三条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日
イからヲまで 略

ワ 第十四条中電源開発促進税法第十三条に二項を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年一月一一日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日
イからヲまで 略

ワ 第十四条及び附則第三十三条第八項の規定

(酒税法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条

8 平成二十四年十二月三十一日以前に第十四条の規定による改正前の電源開発促進税法(以下「旧電源開発促進税法」という。)第十二条第一項に規定する一般電気事業者に対して行った同項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による質問又は検査(同日以後引き続き行われる調査(同日以前に当該一般電気事業者に対して当該調査に係る同条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものと含む。)及び同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関し当該一般電気事業者と取引があると認められる者に対して同日以前に行つた同条第二項の規定による質問又は検査(当該経過措置調査に係るものと含む。)については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)

この法律の円滑な施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経済措置の政令への委任）

(第百五条)この附則に規定するものにはかかる納税環境の整備に向けた検討に係るこの法律の施行に際し必要な経過措置に付す。この法律の施行に際し必要な経過措置に付す。

第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(電原開発促進措置) 一都政令に半う(経営措置)

第六十一条 施行日前に申請し、又は課すべきであった電源開発促進税について、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年六月二十四日法律第四七号）抄

(施行期日) _____

第一条 本法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項を除く。）、第二十三条から

第六号までに係る部分に限る）、（第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第三百四十九条の三第三

十五条まで及び第九十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

同法第二十一条第一項に於ける「第一項の規定によるもの」の「第一項の規定によるもの」を「第一項の規定によるもの」に改める部分に限る。」、同法第十一条の見出し中の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第九十六条の規定並に附則二十六年改正法の施行の日

(電源開発促進税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十九条 施行日前に課した、又は課すべきであった電源開発促進税については、なお従前の例による。

の条において同じ。)による改正前の同法第七条第一項第一号に規定する販売電気については、前条の規定による改正後の電源開発促進税法(以下「この条」において「新電源開発促進税法」という。)による改正前の同法第七条第一項第一号に規定する販売電気については、前条の規定による改正後の電源開発促進税法(以下「この条」において「新電源開発促進税法」という。)

第七条第一項第一号に規定する販売電気とみなして、新電源開発促進税法の規定を適用する。

(施行期日) 附則(令和二年六月一日法律第四九号)抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十一条の前に見出しを付する改正規定 同節第六款中第三十四条を第三十四条の二とする改正規定 同法第一百十九条第九号の改正規定及び同法第一百一十一条の前に見出しを付する改正規定 同節第五款に一条を加える改正規定

第九条から第十一條まで及び第一十八條の規定
公布の日
附則「(令和四年二月一日法律第六号)抄」に付する部分に限る。」及び同法附則第二十二条第三項の改正規定並びに前項第六条第七条

(施行期日)
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十二条の規定 公布の日
(政令への委任)

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日